### 琉球大学学術リポジトリ

食品安全法システムにおける安全性概念と基本的法 原則の確立

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学法文学部
	公開日: 2007-09-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 徳田, 博人, Tokuda, Hiroto
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/1670

# 食品安全法システムにおける安全性概念と基本的法原則の確立

徳

田 博

人

目 次

第一章 はじめに

第一節

「安全性」概念と消費者の権利

消費者の権利(国民の健康権)保障の原則

予防原則

情報公開・住民参加・透明性の原則

第四節

第三節

(国民の健康権)

及び予防原則の関連性

「安全性」概念の可変的性格とリスク分析

「安全性」概念の社会関係的性格とリスク分析

食品安全法システムにおける「安全性」概念とリスク分析

第二章

第二節

食品安全行政の基本的法原則など

第一節

おわりに

第二節

# はじめに

# 1 本稿の目的

後の食品安全法システムの方向性を示すものである。 員会報告(平成一四年四月二日)」(以下、「BSE報告書」という。)と、それを受けてとりまとめられた「食品安 全行政に関する関係閣僚会議」による「今後の食品安全行政のあり方について」(平成一四年六月一一日) 連の改革の動きであった。 わが国の食品安全システム改革にとって、大きな転換点となるであろう出来事がBSE事件とそれ以降の 一連の改革の 中でもその基本的骨格を示している「BSE問題に関する調査検討委 は、 今

れを関連法に明記すること、③これまでの規制の仕組みが分散的・個別対応型であったものから、 転換)、②食品安全行政の、これまでの生産者優先・消費者軽視から、 リスク分析の手法を導入し予防原則または予防の視点を重視した行政への転換(消極行政から積極・予防行政への 法整備の不備などを指摘している。これらの問題を克服するために、同報告書は、 また④農林水産省と厚生労働省の連携の不十分さ、⑤情報公開の不徹底、 去の行政対応の問題点について、①危機管理体制の欠如、②生産者優先・消費者軽視、③政策決定過程の不透明性、 んだ食品の安全性を確保するための法システム構築の必要性を提言した。政府は本報告書を受けて、二〇〇二年六 至る過程を視野に入れて、一体的総合的な規制の仕組みへの転換、 怠ったこと、さらに、同省が欧州連合によるBSEに関する危険度評価を断ったことを批判的に検証した後に、 BSE報告書は、 BSE感染源の肉骨粉の規制を農林水産省が行政指導にとどめ肉骨粉の輸入規制を ④事業者の正確な情報提供義務、 消費者の健康保護の最優先への転換と、そ ⑥食品の安全性確保のための組織体制や ①消極的な行政のあり方から、 農場から食卓に などを組み込 過

から独立した「食品安全委員会」(仮称)を新設する方針を決めたのである。 月一一日に食品安全行政に関する関係閣僚会議を開き、「食品安全基本法」(仮称)を制定し、 農水、

厚生労働両省

全行政の存在理由の再検討が求められてくる。そこで、本稿では、食品安全法は、食の安全を確保し、 以上の状況から、 わが国でも新たな食品安全法システムにおける基本的法原則やそれによって規律される食品安 国民の健康

よって担われていくべきなのかを整理することで、新しい行政の分野としての食品安全行政(とりわけリスク管理: 権を実現するための法体系であるという認識の下で、食品安全法システムが、どのような基本的法原則・法技術に

の運用や法制度の設計などを含めた実践を把握するうえでの、視点を提供することを試みてみたい。(ユーリ

2

基本的な関連用語の定義からみておこう。なお、 以下の定義は、BSE報告書における関連用語解説に従った。

1 的及び物理的な物質、あるいは食品のおかれた状態」をいう。」 食品安全にかかるハザードとは、「健康に悪影響をもたらす可能性のある、 食品に含まれる生物学的、 化学

2 リスクコミュニケーション、といった三つで構成される。 性がある場合、その状況をコントロールする過程」をいう。 食品安全性にかかるリスク分析とは、「国民がある食品を摂取することによって健康に悪影響を及ぼす可能 なお、 リスク分析は、 リスク評価、 リスク管理

3 リスク評価とは、「食品中に含まれるハザード(例えば、 どの位の確率でどの程度の健康への影響が起きうるかを科学的に評価する過程」 微生物、 化学物質、 放射能)を摂取することによっ をいう。

4 リスク管理とは、「すべての関係者と協議しながらリスク低減のための複数の政策・措置の選択肢を評価し、

109

(5) 適切な政策・措置を決定、 リスクコミュニケーションとは、「リスク評価、 実施する過程」をいう。 リスク管理の過程において、すべての関係者の間で、

リス

クに関する情報・意見を相互に交換する過程」をいう。

# 第一章 食品安全法システムにおける「安全性」概念とリスク分析

ういった性格をもつ概念だということである。 かかる二つの性質を踏まえて、食品の安全性を確保する法システ 造変化、食生活の変化など、様々な条件によって影響を受けたりする可変的要素を含んでいて、条件の変化(例え 値判断を伴う概念である。また、安全性の概念は、リスク観念と密接に関連していて、①社会関係性と②可変性 目的とする。そこで、まず、「安全性」の概念がいかなる規範構造をもっているのかを考察する必要がある。 反映した概念 であるということを指し、安全性概念の可変性とは、食品の安全性が、科学技術の進歩、 という構成要素(性質)をもってくる。安全性概念の社会関係性とは、社会的背景の中で多様な権利利益の調整を 安全性の概念は、「受容しうるリスク」とも定義され、リスク評価を踏まえて、 食品安全行政は、食品の「安全性」を確保することを通して、国民の健康権(消費者の権利)を実現することを 科学的知見の進歩など)によって安全な食品と考えられていたものが、安全でないという評価を下される、そ リスク管理の段階で行われる価 疾病の構

ムが構築される必要がある。

第

第一節 「安全性」概念の社会関係的性格とリスク分析

になる。 がゼロでなければならないとする基準を採用した、 「安全性」 の概念が社会 (関係) 的概念であることを示す適例として、 いわゆる「デラニー条項」の改正をめぐる米国での議論が参考 食品添加物についてガンの発生率

階で当該添加物に発ガン性ありと認定されるならば、リスク管理段階では当該添加物を全面的に禁止するというゼ れる旨を定めた条項をいう。デラニー条項の規制の仕組みをリスク分析との関連で整理すると、 デラニー条項が適用され、全てのサッカリンの販売が禁止される恐れがあったのだが、 の恐れが指摘された事件によって顕在化することになったのである。 的知見が進歩するに伴い、デラニー条項=ゼロリスクに対する批判が、一九七〇年代半ばにサッカリンの発ガン性 条項下の規制枠組みは一定の積極的な役割を果たしたのだが、七〇年代以降、 の曝露による毒性または観察に基づいて判定される。 く、」添加物中に発癌物質の存在が認定されると行政機関は規制権限を行使し、 して特に糖尿病患者にとってシュガーよりも健康リスクの低いものであったことから、 ロリスク基準を採用したのである。また、当該添加物の発ガン性のリスク評価過程も、 デラニー条項とは、「人または動物に癌を誘発する食品または色素添加物は、 ッカリン表示及び研究法を制定し、 サッカリンには発ガン性の恐れがあることを表示し、 発ガン性に関する科学的知見が不十分な時代においてデラニー サッカリンに発ガン性が認定された場合には リスク分析や発ガン性に対する科学 いかなる意味においても安全ではな 当該添加物は全面的に使用禁止さ 動物実験における化学物質 連邦議会は、 サッカリンは、 さらに継続的研究を行 IJ Ź ク評 栄養食品と 九七七年に |価の段

うことを条件に、

サッカリンの市販を許したのである。

中の少数者である糖尿病患者へのリスクを高めたりしたのである(米国では、 が他の有害化学物質のリスクを増やしてしまったり、消費者のリスクを減らそうとしたことが、かえって消費者の なったのである。つまり、発ガン性の特定化学物質のリスクを減らそうと努力したことが、逆に、発ガン性はない の問題に対処できず、それどころか、かえって総体としてのリスクを高めるという逆説性が生じうことが明らかと この事件をきっかけに、デラニー条項の厳格な適用(=ゼロリスク)では、リスクトレードオフ(対抗的リスク) リスク対リスク論として問題設定さ

なリソースのもとで、ある個人または団体の被るリスクと別の個人または団体の被るリスクを調整し、全体のリス 物実験における個々の化学物質からの曝露のみに着目するリスク管理では、ゼロリスクを基準とした場合に、 の中で評価されうる(または、されるべき)相対的概念であることを知らしめたのである。 クを低減することを困難にする、そういう教訓である。これはまた、安全性(またはリスク)の概念が、社会関係 この事件から、安全性(またはリスク問題)を考えるにあたっての、ある教訓を得ることができる。それは、 動

合によっては、司法審査の対象になる仕組みを準備する必要があるであろう。さらにいえば、「安全性」概念の社 すべき事項を当該安全性の判断の中で考慮しなかった場合には、当該判断に対する説明責任が行政には問われ、 要請されてくるし、リスクコミュニケーションがリスク管理者にとっても不可欠となってくる。また、後に検討す る消費者の実体的権利である安全に対する権利も、 における安全性の判断が社会関係の中で評価される結果、可能な限りの利害関係者の参加が、リスク管理において あることは、リスク管理のあり方を考える上で、いかなる視点をもたらしうるのだろうか。まず、当該リスク管理 安全性の概念が、相対的なもので、しかも、社会関係の中で評価されうる(または、されるべき) 絶対的安全を求めるものではないものの、 社会関係の中で考慮

かを考えてみる必要がある。

113

くれ。 な。 (性) 係の中で、 会関係的性格という視角は、食の「安全性」やその確保のあり方を考える際にも、 当該食の安全性に第一次的にいかなる責任を負うべきなのか、そういった課題解決への視点を提供して 例えば、 誰が、 いかなる社会関

第二節 「安全性」概念の可変的性格とリスク分析

その可変的要素を科学技術の進歩と絡めて食品安全行政過程を眺めたとき、どのような新たな局面が見えてくるの が大切である。その予備的検討作業として、リスクや安全性の観念における可変性を重要な要素として捉え、 食品の安全性を確保する法制度の設計は、 科学技術上の知見の進歩に対応できる法的仕組みを準備しておくこと かつ

この点に関連して、まず食品安全法システムにおける制度・判例・ 法理などを整理するための分析枠組みを次の

ように設定する。

1

① 安全

| ②

科学技術の進歩

ļ

3

安全でない

(2) ① 安全でない → ② 科学技術の進歩 → ③ 安全

3 断と異なる結論の判断(①で安全~③は安全でない、となり、①で安全でない~③は安全となる. 1 安全か否か不確実ではあるが、暫定的に安全性の有無を判断 ļ 2 科学技術の進歩 3 ①の判

の安全性の有無を論じてきた。先の分析枠組みでいえば、(1)①と(2)①を中心に議論を組み立てていたので この分析枠組みについて、若干説明しよう。 従来、 食品の安全性の判断は、 ある特定の時期を限定し、 当該食品

ある。すなわち、

まず、「安全」基準(リスクの程度)をどのように、またはどこに設定するのか、次に、

審査・再評価の仕組みを法令に組み込むことが求められてくる。 な性格をもつが故に、リスク管理における法制度の設計の際には、 断も変化するからであり、そういった意味でも、「安全性」は相対的可変的概念である。安全性概念が、このよう **うる。すなわち、安全性の概念は、新たな価値ある科学的データなどが現れることで、最初に行われた安全性の判** る結論が出てくる可能性がある。これが、(1) ③と(2) ③における問題であり、法的問題としては、(1) ③が 禁止国家賠償請求事件第一審が取りあげられる。なお、 表面化されやすく、 政決定を念頭に置きつつ、その後の事情の変化(科学技術の進歩による情報の付加)によって、当初の判断と異な い食製品が市場に流通している場合に、行政の危険防止責任が問われる。さらに、これら(1)①と(2)①の行 当該食製品が安全か否かを問題としたのである。この段階では、 行政法学では、行政行為の撤回と損失補償の問題として論じられ、 科学的知見や科学技術の進歩によっては、(2)③もあり 一定の期間ごとに、安全性の有無を判断する再 設定された安全基準を満たさな 判例としては、チクロ 使用

には、 に手許に存在していることを仮定していたのである。 ところで、これまでは、以上の分析枠組みで食の安全問題の議論を組み立てていたように思われるが、 科学的知見や情報は常に正確であり、また均一的な価値を有し、さらに、 安全性の判断を行う際に情報が常 その 前 提

議論の場が設定することができ、(1)や(2)との比較の中で、不確実性を前提とした行政対応のあり方や法制 確実である場合が多々ある。先に示した分析枠組みの(3)の類型を加えることで、科学的不確実さを組み込んだ 安全性をめぐる問題が、 病原菌微生物に起因する疾病対策、遺伝子組換え食品の安全性確保などをみても知りうるように、 ますます複雑・多様化している今日、 実際には、安全性に影響を及ぼす情報それ自体が不 食の

食品安全法システムにおける安全性概念と基本的法原則の確立(徳田博人)

ついては、本章第三節(予防原則)において、再び触れることとする。

度の設計のあり方、さらには、食品安全行政に対する民主的統制論を展開することができるようになる。この点に

的ではあれ、あれこれの要請が導かれるところから、食品安全行政に対する統制法理としても機能すると理解する る上で前提となるものであり、しかも、 以上、検討してきた「安全性」の二つの性格論は、食の「安全性」を確保する行政や法システムのあり方を考え 安全性(またはリスク)概念に内在する性質(=事柄の性質) から、 傾向

第二章 食品安全行政の基本的法原則など

ことができるであろう。

または法律的観点について、 本章では、 前章で検討した「安全性」 若干の論点整理をする。 の性格を踏まえた上で、 食品安全行政に対する統制法理となる基本的原則

第 節 「安全性」概念と消費者の権利 (国民の健康権) 及び予防原則の関連性

本的原則である消費者の権利 本節では、 基本的原則または法律的観点を説明する前に、 (国民の健康権) 及び予防原則と、「安全性」の概念の、それぞれの関連性について、 食品安全行政領域において、この領域の特徴を示す基

簡単にではあるが整理することから始めたい。

は、 は、 的概念である、という視点からである。すなわち、食品の「安全性」は、個々の食品そのものの安全性もさること 般の「安全性」との関係で論じられ、しかも、 生存権的性質をもつものとして理解され、行政のあり方も、 る上で、食品という素材の公共性という視角からみてみることが重要である。すなわち、消費者の権利は、 経口性をもち、 個々の国民の健康を念頭においたものでなければならない。そのことから、食の安全に対する消費者の権利は 「安全性」概念と予防原則との関係について検討する。検討の出発点は、「安全性」の概念が社会(関係) 「安全性」概念と消費者の権利 かつ、当該食品を摂取するヒトには個体差があることから、食の安全性を求める消費者の権利 (国民の健康権)との関係について検討してみる。これらの関係を理解す 消費者一般を念頭に置いているが、これに対して、食品という商品 予防性を重視したものとならざるをえないのである。 商品

ここでは、別の例をあげてみよう。 章においては、 当該安全性は、 米国におけるいわゆるデラニー条項の適用の有無が問題となったサッカリン事件を例に説明したが いかなる社会関係の中で、 安全性またはリスクが確認されるのかということである。

感染源や感染経路が判明しているときにそれに対する対策をとることは当然であって、感染源や感染経路が判明して で影響を与える可能性があるという実態をふまえ、「過失の推定」の理論を採用したのである。判決曰く、「そもそも、 る集団食中毒をめぐって行政上の賠償責任を初めて認めた事例として注目された判例がある。 の安全性を確保する髙度の責務が地方自治体(市町村)に対して負わされることとなる。この点について、 基本的に自己責任の範囲で、 ある成人が自宅で食事をする場合、 児童側に給食を食べない自由が事実上なく、 当該食の安全性を確保することになる。これに対して、学校給食の場合には、 基本的に、 その食材の購入に始まり、 給食の中身に問題があれば抵抗力の弱い児童の生命・身体にま 料理をし、 食事をする場合の安全性は、 本件では、 給食によ 学校給食

予防原則と呼ばれるものと、

さしあたり、

理解しておきたい。

あり、 することができない社会関係におかれていればいるほど、このような状況(社会関係)において国や地方自治体の める権利を有することとなるのである。ここで重要な視点は、 より積極的な行政関与の規範的要請が強くなるのである。この規範的要請を法の原則にまで高めたものが、 自らの力で食の安全性を確保することができないということである。 治体の贲務の裏返しとして、消費者(国民)、ここでは児童は、 いない場合に、どのような対策をとるかが問題であり、 食品の特徴として、人体に直接摂取するものであり、極めて高度な安全性が求められている・・・」。この自 学校給食は、 児童がおかれた社会関係(環境)の中では、 地方自治体に対して学校給食の安全性の確保を求 抵抗力の弱い児童を対象として行われるもので つまり、 個人が自らの力で食の安全性を確保 いわば 児童は

いて、 節を改めてみてみよう。 以上の前提の下で、 食品の安全性を確保するための基本原則または法律的観点に問われる内容や論点につ

有二方(当冬子)産り(国民)建度産) 長年つ気リ

第二節 消費者の権利(国民の健康権)保障の原則

BSE報告書の中では、 消費者優先の原則が掲げられ、 消費者の権利を明文化する必要性が強調されている。こ

れらは食品安全システム改革動向において、注視される点である。

消費者の権利については、ケネディ大統領が、安全を求める権利、

知らされる権利、

選ぶ権利、

意見

生活条例で消費者の権利が定められている。 を聞いてもらう権利を提唱して以来、 同趣旨のことがくり返し述べられ、 これらの権利相互間の関係は、 わが国においても、 いかなる分類基準を用いるかによって 例えば、 東京都消費

異なった整理をすることができる。

いて、消費者の権利保障という観点からすると、後退したような定めとなっている。既に、本章第一節でみてきたいて、消費者の権利保障という観点からすると、後退したような定めとなっている。既に、本章第一節でみてきた める」(二七頁参照)と述べていて、実体的権利と手続的権利の双方の必要性について論じている。これに対して、 関わる関係法において、その法目的に消費者の健康保護を最優先し、消費者の安全な食品へのアクセスの権利を定 げられ、このような消費者の安全な食品へのアクセスの権利が位置づけられなければならない。」「食品の安全性に 情報を提供されなければならない。食品の安全性の確保に関する基本原則として、消費者の健康保護が最優先に掲 を整理してみた場合に、BSE報告書では、 ことから、食品の安全を求める消費者の権利を法律の中に明確に示すことが求められている。 よいものを含んでいて、これをいかに制度的に担保するのかが、今回の食品安全システム改革に問われた点である ように、 ·食品安全行政に関する関係閣僚会議」による「今後の食品安全行政のあり方について」(平成一四年六月一一日) 選択できることを保証される権利をもっている。そのためには、消費者が意思決定に参加し、意見を表明し、 知らされる権利、および意見を聞いてもらう権利が手段的権利といえる。、さて、以上のように消費者の権利 「食品の安全性に関する知識及び理解を深めるとともに、意見の表明の機会等を活用」という表現となって 食品の安全に関連する消費者の権利は、単に、意見表明には還元できない固有の権利=生存権的性格のつ 実体的権利と手段的権利に分けて考察する。安全を求める権利、 岸井教授は、多分に、 米国におけるリスク対リスク論を踏まえながら、 消費者の権利について、「消費者は安全な食品を十分な情報を得た上 および選ぶ権利は、 次のように述べる。 実体的権利であ

替的な生命・健康という価値は、金銭や経済効率よりも優先されるべきである、(b)個人が自由に選択・コントロー

常に

「絶対的安全」を求めるものではなく、( a)非代

「安全・健康に対する権利の尊重という考え方の眼目は、

代等に関し少数者に不平等なリスクの配分は是正されるべきである、などの規範的要請を含んだ、政策選択の公準 として理解されるべきものである。」 ルできない危険の除去は、そうでない危険よりも優先されるべきである、( c)所得・階層・ジェンダー・国籍

世

者 は、 る。この点について、リスク論または「安全性」の性格そのものから、消費者の権利性が要請されることについて 利を保障したとするようであるが、 食品安全基本法(案)は、事業者の責務に「正確かつ適切な情報の提供」を定めることで、消費者の知らされる権 ることを再度、確認しておきたい。このように理解した場合に、例えば、知らされる権利を具体化した表示制度に のできる強制開示制度を組み込んだ表示制度の存在理由を導くことができるであろう。このように考えるならば、 おいても、消費者一般を前提とした表示制度のあり方から、当該表示制度に個々人の事情・多様性を反映すること スクを考慮しない場合に、当該行政決定が不合理である旨を争える仕組みが、消費者に保障されることが要請され ついて、米国における「リスク対リスク」をめぐる議論を参考にすると、対抗リスクを反映させる参加権、 基本的には、 (個々の国民)に保障する定めをおくことが、とりわけ食品の安全を求める権利の性格からして適切であろう。 既に述べてきたところである。さらにいえば、食品の安全対する消費者の権利は、生存的性格をもつものであ 岸井教授の見解に依拠して、食品の安全に対する権利を構成してよいように思われるが、この点に 消費者個人の多様性に合わせて、「必要な情報の提供を受け取る権利」を消費 対抗リ

第三節 予防原則

SE報告書において、予防原則または予防的視点を取り入れた措置の必要性が唱えられている。(註3) 遺伝子組み換え食品の安全性確保など、様々な課題に直面している。このような課題に対して、欧米諸国では、 て積極的姿勢を示すのに対し、米国では消極的姿勢のようである。わが国の食品安全システム改革においても、(セースシ は、予防原則(precautionary principle)をめぐるものへと移行してきている。この点で、欧州では予防原則に関し ていることは本稿において見てきた通りである。このような流れの中で、食品安全法システム改革をめぐる対抗軸 にリスク分析に裔目した食品安全システム改革が進められ、わが国でも、BSE事件以降、 ところで、本稿では、さしあたり、欧州にならって、予防原則とは、科学的根拠が十分でない場合において、 食品安全行政は、現在、腸肝出血性大腸菌〇‐157に代表されるように新興・再興感染症等に対する疾病対策、 同様の改革が進められ 健 既 В

階の原則であると理解することにする。 (#2) 康や環境に対する危害を防止する観点から必要な暫定的措置(規制など)をとることができるとするリスク管理段

**積み重ねによって、その内容を明確にしていく形成過程の原則である。また、予防原則に従ってなされた行政判断** は、 性質をより強くもつことになる。 実な状況に直面した際に適用される原則であり、より具体的な適用場面などを含めて、今後の判例や実務の運用の 欧州において、 不確実的要素が科学的知見の進歩などによって明確になるまでの「暫定的」なもの、つまり、仮の決定という 予防原則は、 リスク管理の段階でその適用を考えているようであるが、 あくまでも科学的に不確

さて、このような予防原則については、象徴的意味合いはもっていても法概念としては不十分なものであり、わ

人類の子孫に至るまでその影響が承継される可能性も存する。

121

中の①~③の表記は、

筆者 (徳田) が行った。)

が国の法システムへの導入は時期尚早という批判もありうるであろう。 日)の中で予防原則という用語こそ使われていないが、不確実な段階で行政の積極的な対応の必要性に関連して、 において全くなかった訳ではない。八〇年代初頭、 東京弁護士会は、「食品衛生法の提言」(昭和五六年一〇月二一 しかし、 予防原則という考え方が、 わが国

次の指摘をした点が注目される。少し長いが、

該当部分を抜粋する。

ぶと予測される。 数の消费者が飲食する可能性がある。このため、いったん事故が生じた場合には、 んでいる危険が大きい。現代社会の飲食流通機構は、かなり広範囲にわたり、 でなければならない。すなわち、 新しい科学技術によって開発された食品、 また③右事故による人体への影響は未知のものであるため、 石油タンパク、 従前飲食の用に供されていなかった食品に対する規制は、 クローン食品等人類が初めて飲食する食品は、 その治療も困難である場合も多く、 かつ宣伝広告等により、②不特定多 かなり多数の消費者に被害が及 ①未知の毒性を含 特に厳重

問しなければならない。安全委員会は、安全であるとの確証が得られるかどうか厳重にチェックし、安全であると れの販売承認を厚生大臣に求めなければならない。厚生大臣は、右新開発食品の安全性について、安全委員会に諮 ばならない。 承認について、 の確証が得られた場合にのみ、 従って、このような、 すなわち、 条件、 期限などを付することを厚生大臣に求めることができるものとする。」(三二一三三頁)。(文 新開発食品は、 新開発食品を販売しようとする者は、 厚生大臣は右新開発食品の販売等を承認することができる。また、 事業者が自己の判断で販売する前に厳重なチェックを必要とするといわね 事前に添加物申請の場合と同じデータを添えて、こ 安全委員会は右

らない。 ものの、その基本的な考え方を取り入れて、法的制度設計を提唱しているのであって、そういう点を見逃してはな あり方が議論されているのであって、東京弁護士会の提言では予防原則という文言が明示的に用いられてはいない 合にのみ、」当該食品の販売承認を行うとする。これと同じような問題設定の中で、予防原則または予防的措置の られる場合には、「安全であるとの確証が得られるかどうか厳重にチェックし、安全であるとの確証が得られた場 ①不確実性の有無や程度、②事故が起きた場合の規模、③不可逆性の有無、を考慮して、①から③の全てが認め

適用される局面や、 な対策をとるかが問題」であると述べて、過失の推定の理論を採用した点は、予防原則またはそれに類似の法理の 被害の規模、 団食中毒をめぐって行政上の賠償責任を初めて認めた判決に注目したい。特に、判決は、①学校給食における事故 ているときにそれに対する対策をとることは当然であって、感染源や感染経路が判明していない場合に、 不確実性への食品安全行政の対応のあり方が問われた事例として、既に本稿でも言及した、 ②抵抗力の弱い児童の生命・身体への影響、を考慮した上で「そもそも、 その法効果などを検討する上で参考になろう。 感染源や感染経路が判明し 給食による集 どのよう

歩によって当該判断が誤りであったことが明らかとなった場合に、これによって不利益を被った者に対する損失を 法的制度設計も今後ますます重要となろう。例えば、予防原則に従った最初の行政判断とその後の科学的知見の進 ることもあり、 が、この不確実性への行政の適切な対応の必要性は、好むと好まざるとを問わず、食品の問題が複雑・多様化して ずれにせよ、予防原則を法システムにおいて明文化することの是非については、議論がありうるかもしれない しかも当該食品安全行政領域において健康権という不可逆性をもつ人権保障のあり方が問題となってい より積極的な行政判断を規範的に要請してくる。したがって、行政判断をより積極的に行わしめる

の原則は、

情報の非対称性を克服することで、

措置としても実効的であるからである。

第四節 情報公開・住民参加・透明性の原則 う<sub>。</sub>鏡

補償するなどの立法的措置をしておくことで、行政が積極的に判断しやすい環境を整えることも必要となるであろ

この原則の制度化のもつ公共的意義について言及しておきたい。これらの原則のもつ公共性とは、食品安全行政シ ステムを、企業優先から消費者優先への転換へと導きうる重要な原則であるということである。なぜなら、これら これらは、行政法一般の原則ともいうべきものではあるが、食品安全行政にとっても重要な原則であることから、(#85) 消費者主権または消費者の権利を実現するだけでなく、行政の予防

これらの原理・原則は、 その他、 民主制の原理、 行政法または行政の一般原則ともいうべきものであり、本稿の考察から除外した。 効率性の原則などが、食品安全行政システムを規律する法原理・原則としてありうるが、

## おわりに

123 とで、 本稿では、食品安全法システムが、どのような基本原則・法技術によって担われていくべきなのかを整理するこ 食品安全行政(とりわけリスク管理)の運用や法制度の設計などを含めた実践を把握するうえでの、視点を

さらには、意見を反映させうる仕組み作りが要請され、場合によっては、当該行政機関の安全判断が司法審査の対 この点の認識を前提とする必要がある。このことから、 提供することを試みてみた。十分な検討がなされたわけではないが、さしあたり次のことが確認されよう。 まず、安全性そのものが社会関係的性格をもつものであり、リスク分析手法を用いた安全性確認の過程・手続も 当該食品安全決定過程において利害関係者を広く参加させ、

だ法制度の設計(例えば、再審査・再評価の制度など)を整える必要があるということである. 安全性は、 科学的進歩などに関連するものであり、 可変的性格をもつことから、「時の概念」 を組み込ん

象となる仕組みが必要となろう。

は、 ということでもある。この延長線上に、予防原則の意義も位置づけて、検討される必要があるのである。 最後に、本稿における私の主張でもあるのだが、「安全性」概念、消費者の権利(国民の健康権)及び予防原則 以上の点を確認し、 ということである。かかる視角(点)から、食品安全行政の公共性(存在理由)が検証されなければならない 相互に密接に関連していて、その中にあって、「安全性」概念が社会的関係の中で捉える(または捉え直され 個々の消費者の権利 (個々の国民の健康権)保障をいかに実現するのか、そういった視点の提供にあ

用を含めた行政のあり方について、その公共性に関する分析・検討を個別・具体的に行いたいと考えている。 Ġ を出ない、いまだ荒削な部分もある。従って、今後は、本稿で検討した諸論点の研究を、 ておくことにしたい。本稿で検討した、食品の安全性を確保するための基本的原則または法律的観点は、試論の域 かつ個別・具体的な論争点などを素材にして、進めていきたいと考えている。 わが国で進められているあれこれの食品安全システム改革や、当該改革に続く食品安全行政の運 踏まえた上で、今後、いかなる方向へ分析・検討を進めていくべきかに関して、若干、 そのような方向で研究を進めて 比較法研究も踏まえなが 触れ

- <u>1</u> 法に、 今村教授は、 行政や新たに制定される食品安全基本法の本来的存在理由について、 費者保護政策の基本原理に対する明確な認識が必要である、 行政の分野」として、積極的に切り開いてゆくことが十分に展開できなかった。これらのことを可能にするためには、 示唆的である。今村成和 関連法令の解釈・運用に対する規範論理的な指導性を見出すことは困難であり、 消費者保護基本法を批判的に検討する中で、 「消費者保護法の批判的検討」ジュリスト四七五号(一九七一年) 次のような趣旨の指摘をしている。 ځ 今村教授の指摘は、 基本原理の確立がいかに重要であるのかを考える上 今後、 その結果、 新しい分野としての食品安全 すなわち、 四九頁参照 消費者保護を「新しい 消費者保護基本 消
- 3 2 参照 松原純子『リスク科学入門』(東京図書、 や社会・文化に着眼したリスク研究の展開の必要性を強調する。 現する場としての社会から構成されていて、 九頁参照。また、土井睦夫氏は、リスクが、 三頁など参照。さらに、そこから人権論とを結合する考え方について、 ク評価に関わる批判などに関して、 「許容量」という概念が社会的概念であることについて、 畠山武道「科学技術の開発とリスク規制」公法研究五三号(一九九一年)一六二頁以下 一九八九年)二九頁参照。 従来のリスク研究がリスク因子に重点が置かれており、 リスク因子・リスクの客体であるヒト・この両者が接触してリスク事象が発 武谷三男編 土井睦夫「リスクと社会・文化」日本リスク研究学会誌 また、 『安全性の考え方』(岩波新書、 同 『安全性と公害』(勁草書房、 リスク評価とリスク管理の区別、 今後、 一九六七年)一二 一九七六年)二 ヒトの個体差 さらにリス
- $\widehat{4}$ この点について、 拙稿 「米国連邦食品安全システム改革とリスク分析」琉法六二号(一九九九年)三六頁以下、 特に、 五

五号(一九九五年)一○三頁以下参照。本稿でも、これらの指摘や論理思考を参考とした。

125

七頁参照

7

National Research Council 編

ために』(昭和堂、

一九九八年)一四頁参照

- 5 食品添加物に適用されるデラニー条項につき、see 21 U.S.C. 348(c)(3)(A) (1994). なお、デラニー条項及びその改正を して」 名法一三七号(一九九一年)一六五頁以下、同「アメリカにおける食品安全規制の緩和と司法審査」名法一三九号 めぐる動きについては、 拙稿「アメリカにおける食品安全規制の緩和―いわゆるデラニー条項 Delaney Clause を素材と
- 「[海外の行財政・アメリカ] デラニー条項改正の動き―会計検査院(GAO)『農薬 : 統一的な規制基準を実現するための (一九九二年) 一四一頁以下、同「アメリカにおける食品残留農薬規制の緩和」 琉法五四号(一九九五年)二七頁以下、 同
- 6 ジョン・D・グラハム、ジョナサン・B・ウィーナー編(菅原努監訳)『リスク対リスク : 環境と健康のリスクを減らす

選択肢』」行財政研究二四号(一九九五年)五四頁以下、を参照

- 8 米国では、 頁参照。 また、米国の環境リスク管理に関連してではあるが、リスク評価及びリスク管理に関する米国大統領・議会諮問 (斉藤雄也・山崎邦彦訳)『環境リスク管理の新たな手法』(化学工業日報社、一九九八)六頁以下も参照。 当該安全性の判断を司法審査の対象としている。前掲・注(6)二五九頁以下参照 (林裕造・関沢純監訳)『リスクコミュニケーション』(化学工業日報社、一九九七年)一二
- 9 その例として、下山教授による次のような指摘の中にみることができる。「東京弁護士会が中心となって、 方自治体も、 んする基本法をつくり、 食料の国際化にともなって、国際関係のなかで検討されなければならなくなってきているので、 この分野では、 国の法律にだけまかせきれないので、消費者条例をつくって自分たちで自分たちをまもろうとしてきている。 食品衛生行政をはっきりと人といのちと健康をまもる見地から行うよう提言してきているし、地 地方自治体の財政状態から、なかなか安全かどうかのデータをあつめにくいし、 国の行政のレベル いまや食品の安 食品衛生にか

で取締りを行わなければその目的を達せないものが多くなってきている"」同『暮らしからみた行政』(日本放送出版協会:

127

〇〇二年一〇号)一三五頁以下、特に、

頁以下参照

- (1))判例時報八五四号、三〇頁以下参照一九八四年)四七頁以下参照。
- 11 薬事法において、このような仕組みが既に取り入れられている。 薬事法第一四条の四及び第一四条の五参照
- 12 下山瑛二『健康権と国の法的責任』(岩波鸖店、一九七九年)一四七頁参照。 同 「消極行政から積極行政への転換上の問
- 13 判例タイムズー〇二五号八五頁以下参照 題点―食品衛生法を案材として」杉村敏正先生還曆記念『現代行政と法の支配』(有斐閣、 一九七八年)四一頁以下参照
- 14 資任 あるのに対して、裁量収縮の法理はそのような関連性をもたないのである。この点に関連して、 則とは、類似のものとして理解できる。しかし、後に検討するように、予防原則が個々の国民の健康権と関連する原則で 予防すべき社会的具体的事実と関連づけて、行政の積極的介入を求める点に着目する限りでは、 検討するものとして、 一一九頁以下参照。また、予防原則が摘用される局面を「リスクの性質や不確実性の社会的な意味」と関連づけながら、 --カネミ訴訟控訴審判決に即して」同『行政の民主的統制と行政法』(日本評論社、 池田三郎 「リスク管理戦略の形成と予防原則」日本リスク研究学会誌十二号(二〇〇〇年)三三頁 一九八九年)一一五頁、特に、 裁量収縮の法理と予防原 室井力 「積極行政と国家
- 15 山口志保 「資料消費者の権利宣言(海外編)」法律時報六六巻四号六四頁以下参照
- 16 加賀山茂 「消費者の権利実現の仕組みとルール」長尾治助編『レクチャー消費者法』 (法律文化社、二〇〇一年) 一九六
- 17 神山美智子「食品安全行政はどうあるべきか 消費者の立場から見た食品安全委員会・食品安全法整備の提言」(世界二

一三八頁参照

- 18 岸井大太郎「社会的規制と消費者―安全性に関する法規制を中心に―」『岩波欝座・現代の法13 九九七年)四五頁参照。また、村上陽一郎『安全学』(青土社、 一九九八年)一一四一一一五頁参照 消費生活と法』(岩波
- (19) 前掲・注(16)二〇〇頁参照
- 21 20 BSE報告掛二七頁など参照 拙稿「食品安全行政におけるリスク分析と予防原則」九州法学会会報(二〇〇一年)五三頁以下参照。 原則』の形成--国際法と国内法の相互形成の一事例研究--」社会科学研究第五二巻第三号(二〇〇一年)八五頁以下参照: るアメリカ法と EU 法の相互作用」アメリカ法(二〇〇一)年六八頁以下、同「遺伝子組み換え作物規制における『予防 めぐる国際的な動向について、中村民雄「遺伝子組み換え作物の国際規制と『予防原則』の形成 ―国際法形成過程におけ また、 予防原則を
- 22 in matters of food safety. general principles and requirements of food law, establishing the European Food Safety Authority and laying down procedures Article 7. Regulation (EC) No 178/2002 of the European Parliament and of the Council of 28 January 2002 laying down the
- $\widehat{\underline{23}}$ 欧州の状況について、 行財政研究四九号(二〇〇二年)二七頁以下参照 拙稿 「EUにおける食品安全システム改革と予防原則― 『予防原則に関する欧州委員会の提案』」
- (24) 前掲·注 (13) 参照。
- <u>25</u> ジュリスト「[座談会] 二一世紀の消費者法を展望する」ジュリストー一三九号一五二頁--一五三頁 (宇賀発言)
- 26 安全性の概念が、価値判断をともなうことについて既にみてきたが、これは、リスク管理段階において消費者の参加をみ 加の意義について、一般的な文脈においてではあるが、室井教授の次の指摘が参考になろう。「実体的な価値についての とめる場合に、 価値についての争いとなる可能性が強くなることを意味する。このような場合における情報公開や住民参

129

は ばならない。 争 健二「現代行政と透明性について」名法一四九号(一九九三年)六三頁以下参照 とを前提とし、 政情報の公開が行われることが、上述のフェア・プレイの原則のいわば価値中立的要請となるのである。そして、 対等性を実現するために、 に第二に、 「行政改革と憲法」 いの存する場合であっても、行政と国民または国民相互間においては、 強大な行政権力を背景として行動する行政とそれに抵抗する国民との間に対等・公正の原則が貫かれるために、 国民相互間、 すなわち、まず第一に、 かつそのことと可能な限り結びつけて、 同『行政改革の法理』(学陽書房)一七頁以下参照。 とりわけ巨大企業と一般国民との利害対立が存する場合にあっては、 前者の第一の場合にあっては、 行政と国民とがそれぞれの主張する行政の公共性において相対立する場合において 国民参加がやはり右の原則から導かれることになろう。」室井力 行政情報の公開、 また、 いわばフェア・プレイの原則が認められなけれ 後者の第二の場合にあっては、 透明性の概念に関わる論点について、 行政は積極的に両者の間 企業情報と行 そのこ

27 開 消費者主権(または消費者の権利)が機能する条件に、 (岩波一九九七年) 二八一頁以下、 示・公開を義務づける必要性について、 特に三〇〇頁以下参照 来生新 ||消費者主権と消費者保護||『岩波講座・現代の法13 情報の非対称性の解消があり、その手段として、 事業者等に情報 消費生活と法見 悪質な業

28 宇賀教授は、次のように指摘する。「二一世紀においても、 市民の請求によって、 消費者が自己のイニシアティブで情報を入手して自衛することも必要です。『健康茶』 と思います。 者に対する業務停止命令や営業許可の撤回といった対症療法よりも、 消費者の生命、 例えば、 健康等を守るうえで必要な情報の公表を義務づける制度を充実していくことが重要でしょう。 商品の品質に関する情報の開示のあり方が大きく変化する例もあります。 薬害も、 行政が収集していた情報が早期に公開されてさえいれば防止できていたものがほとんどで 国や地方公共団体による社会的規制は重要ですが、 情報公開による予防措置のほうが有効な場合が多い 訴訟の例からも窺えるように、 行政法の観点からは、二 他面で、

Rcf. 403 (2002).

消費者法を展望する」ジュリストーー三九号一八二頁 世紀における消費者行政の最重要の課題は、情報公開の充実にあるといってよいと思います。」「[座談会] 二一世紀の

<u>29</u> 阿部秦隆「行政の法システムを評価する視点…… 行政法の体系改善への一視点」同『政策法学の基本指針』(弘文堂、

一九九六年)五五頁以下参照

30 例えば、「遺伝子組換え食品の公共性の確保」をめぐって、予防原則に消極的であった米国において、従来の実質的同等 O. McGarity, SEEDS OF DISTRUST: FEDERAL REGULATION OF GENETICALLY MODIFIED FOODS,35 U. Mich. J.L. 性の法理に対する疑問と、それに代わって、予防性を強調する動きが、行政法学者の中にもあるようである。see Thomas